

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県三郷市戸ヶ崎三丁目347番地

氏名 株式会社三栄興業
代表取締役 鈴木 勝彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

埼玉県知事 大野 元裕

許可の年月日 令和 4年 4月19日

許可の有効年月日 令和 8年11月12日



1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥(*) (#1) (#2)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(*) (#1)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず (#1)、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*) (#1)、鉋さい、がれき類(*)、ばいじん (#2)、処分するために処理したもの
以上17種類

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥（含水率85%以下のものに限る。）、廃酸、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類(*)
以上6種類

※1 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※2 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※3 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ施設等の所在地

埼玉県三郷市上口二丁目40番2、41番、42番、43番、44番1、44番2、45番1、46番2 以上8筆（面積5,882㎡）

保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

収集運搬に伴う保管は、2. に掲げる場所及び施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
昭和50年 8月12日	指令環第1048号	新規許可
平成19年12月 6日	-	変更届（住所）
平成28年 2月12日	指令産廃第1142-1号	変更許可（「取り扱える」2種類の追加）
令和 3年12月20日	-	変更届（代表者）
令和 4年 4月19日	指令越環第143号	更新許可

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
燃え殻、汚泥（含水率85%以下のものに限る。）、鉱さい 以上3種類	30.0 m ²	3.0 m (屋外)	45.0 m ³
燃え殻、汚泥（含水率85%以下のものに限る。）、鉱さい 以上3種類	30.0 m ²	3.0 m (屋外)	45.0 m ³
廃酸 以上1種類	1.2 m ²	0.9 m (屋外)	0.4 m ³ (ケミカルドラム缶200L×2個)
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上2種類	49.0 m ²	3.0 m (屋外)	84.0 m ³
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上2種類	45.0 m ²	3.0 m (屋外)	49.5 m ³
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上2種類	32.0 m ²	3.0 m (屋外)	51.0 m ³
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上2種類	63.5 m ²	3.0 m (屋外)	96.8 m ³
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上2種類	33.6 m ²	2.4 m (屋外)	31.2 m ³
がれき類（石綿含有産業廃棄物に限る。） 以上1種類	8.1 m ²	1.6 m (屋外)	8.1 m ³ (8.1 m ³ コンテナ×1個)
がれき類（石綿含有産業廃棄物に限る。） 以上1種類	15.3 m ²	2.1 m (屋外)	21.6 m ³ (21.6 m ³ コンテナ×1個)

(以下余白)